

# 令和5年度社会福祉法人の指導監査(結果)について

## [実施方針]

社会福祉法第 56 条第 1 項の規定に基づく指導監査（一般監査）を実施。

（※監査方法は「実地監査」）

本年度の指導監査は、社会福祉法人制度改革を踏まえて見直された「社会福祉法人指導監査実施要綱」の別紙「指導監査ガイドライン」を基準とし、また、前年度の監査結果等を踏まえ、一般監査における重点事項を次のとおり実施方針として定めて行った。

- ① 評議員等の選任手続が、定款の定めに従い行われているか。
- ② 評議員会・理事会で必要な決議がされているか。
- ③ 社会福祉法の改正に伴う規定等が適正に整備されているか。
- ④ 適正な会計処理が行われているか。
- ⑤ 文書が適正に整理、保存されているか。
- ⑥ 前回の指導事項の改善状況の確認

## [対象法人数及び指摘件数]

### ●実施法人

9 法人/26 法人

### ●指摘件数

#### ○文書指摘 2 法人（7 件）

※指導監査ガイドラインの指摘基準（法令又は通知等の違反）に該当するもの

#### ○口頭指摘 8 法人（34 件）

※指摘基準に該当する場合であっても、違反の程度が軽微である場合又は文書指摘を行わずとも改善が見込まれる場合

#### ○助 言 7 法人（17 件）

※指摘基準に該当しない場合であっても、法人運営に資するもの

## [指摘内容]

### ●文書指摘

#### 《法人運営》

#### ①（役員、理事会）

##### (1) 理事会の決議が適正に行われていない

・理事会で決議を受けるべき業務執行の決定を、決議を受けず実行している

##### (2) 理事会の議事録の作成、保存が適正に行われていない

・議事録が確認できない（事務所に備え置き、閲覧の請求に応じられない態勢にない）

②（評議員、評議員会）

- (1) 評議員会の招集が適正に行われていない
  - ・「定時評議員会」の招集通知を、理事会の決議を待たずして発している
- (2) 評議員会の議事録の作成、保存が適正に行われていない
  - ・議事録が確認できない（事務所に備え置き、閲覧の請求に応じられる態勢にない）

③（評議員選任・解任委員、評議員選任・解任委員会）

- (1) 評議員選任・解任委員会の選任手続が適正に行われていない
  - ・必要な書面（就任承諾書）の未徴取

《会計・経理》

①（その他）

- ・小口現金を活用せず、個人の金銭にて立替払をしている
- ・早期に対応すべき会計処理を長期間怠っている

●口頭指摘

《法人運営》

①（役員、理事会）

- (1) 役員（理事と監事。以下同じ。）の選任手続が適正に行われていない
  - ・必要な書面（履歴書）の未徴取、日付が不適切
    - ※履歴書：再任において、確認の結果、既存の内容と変更がないときは、写しでも可（余白に「変更がない旨」と「確認日」の記入要）
  - ・「監事の選任に関する議案」を評議員会に提出するまでに、「在任する監事の過半数の同意」を得ていたことを証する書類が確認できない
- (2) 理事会の招集が適正に行われていない
  - ・新しい任期の役員による「理事長選定のための理事会」の招集通知を、評議員会の「新しい任期の役員の選任決議」を待たずに発している
    - ※次の順序であるべき
    - ① 評議員会で「新しい任期の役員の選任決議」を受ける
    - ↓
    - ② ①で選任された新しい任期の役員に対して、「理事長選定のための理事会」の招集通知
  - ・理事会の招集手続の省略に際して、役員全員の同意を得たことを確認できない
- (3) 理事会の決議が適正に行われていない
  - ・「理事会の招集通知」に際して、提供すべき計算書類等が不足している
  - ・決議について、特別の利害関係を有する理事の存否を確認していない
  - ・必要な決議（次年度事業計画）を受けていない
- (4) 理事長等の「理事会への職務執行状況の報告」が定款にのっとっていない

- (5) 理事会の議事録の作成が適正に行われていない
  - ・議事録に必要とされる事項が記載されていない

- ・議事録署名人が定款にのっとっていない

## ②（評議員、評議員会）

- (1) 評議員の選任手続が適正に行われていない

- ・必要な書面（履歴書）の未徴取、日付が不適切

- ※履歴書：再任において、確認の結果、既存の内容と変更がないときは、写しでも可

- （余白に「変更がない旨」と「確認日」の記入要）

- (2) 評議員会の招集が適正に行われていない

- ・評議員会の日時及び場所等が「理事会による招集決議」で定められていない

- ・「定時評議員会の招集通知」に際して、計算書類等の提供を行っていない

- (3) 評議員会への欠席について、国が「不適当とする基準」に該当する役員がいる

- ※基準：「2回以上続けての欠席」は役員として不適当であると判断

- (4) 評議員会の決議が適正に行われていない

- ・「定時評議員会の招集通知」に際して、提供すべき計算書類等が不足している

- ・決議について、特別の利害関係を有する評議員の存否を確認していない

- ・役員の選任議案を一括決議している

- (5) 評議員会の議事録の作成が適正に行われていない

- ・「議事録署名人」とは別に必要な「議事録作成者氏名」の記載がない

## ③（評議員選任・解任委員、評議員選任・解任委員会）

- (1) 評議員選任・解任委員の選任手続が適正に行われていない

- ・必要な書面（履歴書、就任承諾書）の未徴取、日付が不適切

- ※履歴書：再任において、確認の結果、既存の内容と変更がないときは、写しでも可

- （余白に「変更がない旨」と「確認日」の記入要）

- ・任期満了に伴う選任を行ったことが確認できない

- ・理事長が構成員として委員会に出席していた

- (2) 評議員選任・解任委員会の招集が適正に行われていない

- ・委員会の日時及び場所等が「理事会による招集決議」で定められていない

- ・招集通知を発する日が適正ではない

- ※通知を発する日と選任・解任委員会の日との間に中1週間をとることが必要

- (3) 評議員選任・解任委員会の決議が適正に行われていない

- ・評議員の選任議案を一括決議している

- (4) 評議員選任・解任委員会の議事録の作成が適正に行われていない

- ・議事録署名人が運営細則にのっとっていない

## ④（その他）

- (1) 登記の変更手続が適正に行われていない
  - ・実施していない事業が定款に記載されている
- (2) 事業報告書及び現況報告書の記載内容が実態と異なっている

《会計・経理》

- ①（内部規程）
  - (1) 契約について、経理規程にのっとった事務処理がなされていない
    - ・契約書の作成が必要な額（100万円超）のものについて、契約書を作成していない
    - ・小口現金について、限度額を超える運用がある
  - (2) 旅費規程に規定された書類を作成していない
- ②（その他）
  - ・資産、負債の状態が貸借対照表に適正に表示されていない
  - ・固定資産の減価償却が行われていない

●助言

《法人運営》

- ①（内部規程等）
  - ・内部規程等が実態に即していない（所要の見直しや改正を助言）
  - ・経理規程に記載されているサービス区分名が適切なものではない
- ②（その他）
  - ・登記の変更手続について助言  
（法人の名称変更に伴う基本財産に係る名義の変更）

《会計・経理》

- ①（内部規定）
  - ・小口現金の運用について助言  
（限度額を超えての運用）
  - ・寄付金品に係る書類の整備について助言  
（「寄附金品申込書」等の整備）
  - ・旅費に関する処理について助言  
（旅行命令簿の作成）（領収書の添付）（日当の支給額）
- ②（その他）
  - ・適正な勘定科目の使用について助言
  - ・決算書類の作成について助言  
（資産の状態の貸借対照表への適正表示）